

み 監 第 88 号  
令和8年 2月27日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

同 武 田 光 邦



令和7年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査を、令和7年11月から本年2月にかけて実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告書を別紙のとおり提出いたします。ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

## 令和7年度 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

令和7年度における「地方自治法第199条第2項」の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査は、「同法第198条の4第1項」の規定に基づく「みやき町監査基準(監委訓令第1号)」に準拠し、以下の要領で実施した。

#### 1 監査の実施日及びその対象局課室等

本町の25局課等の監査を令和7年11月から本年2月にかけて、延べ21日間にわたり、下記の日程で実施した。

11月17日	議会事務局及び監査委員事務局
20日	総務部 税務課
25日	出納室
12月15日	総務部 総務課
16日	同 防災安全課
18日	同 財政課
19日	同 情報未来課
22日	民生部 保健課
23日	同 住民環境課及び北茂安・三根総合窓口課
1月6日	同 風の子保育園
8日	同 子育て福祉課
9日	同 健康増進課
13日	同 地域包括支援センター
19日	事業部 農林課及び農業委員会
20日	同 産業支援課
22日	同 まちづくり課
23日	同 下水道課
29日	教育委員会 学校教育課
30日	同 社会教育課
2月2日	民生部 メディカルコミュニティ推進課
3日	事業部 建設課

## 2 監査対象の事務事業等

監査は、町行政組織上のすべての局課等において、今年度執行中の事務事業を対象に実施した。ただし、複数年契約にかかる契約書のうち、必要なものは締結年次の文書も対象にした。

## 3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ各課等に作成を依頼した各種調書及び関係書類のほか、備品台帳、支出負担行為決裁書類、各種契約書、保存年限5年以上の文書一覧表などの調査・点検を行った。さらに、これらの調査結果に基づき、課長・参事及び課長補佐等に対し、事務事業の進捗状況や課題の有無についてヒアリングを実施した。

なお、デジタル管理されている出勤簿、休暇願簿、時間外命令簿及び出張命令簿については、事務局において事前に点検を行った。監査の実施場所は、原則として担当部長立会いのもと、各課等の所在する建物内とした。

- (1) 組織及び職員数関係調書
- (2) 事務分担表
- (3) 歳入状況調書
- (4) 業務ごと歳出予算執行状況調書
- (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
- (6) 過去1年間における備品動向調書
- (7) 内規作成状況
- (8) 前回監査結果の措置状況調書

\* 工事関係契約は、別途一覧表があるので除外している。

## 4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は、従来より「みやき町監査基準（監査訓令第1号）」に準拠し、行政監査を兼ねて実施している。着眼点の第一は、監査の原点である「財務」である。事務事業が予算や財務関係の諸規定に則り、適正かつ適法に執行されているかである。特に昨年度は、公金管理の不備による紛失事件が発生したこともあり、同様の事務処理を行う部署については細心の注意を払って監査に臨んだ。

次に、事務事業の管理運営がその目的や理念に即し、効果的かつ経済的に履行されているかという点である。さらに、監査基準の中核理念である「事務が最小の経費で最大の効果を上げるようにし、かつ、その組織及び運営の合理化に努めていること」に各事務事業が合致しているかに最大限留意し、限られた時間内で監査を実施した。

## 第2 監査の結果

昨年11月から本年2月までの4か月にわたる監査の結果、すべての局課等における財務事務に関しては、おおむね予算及び法令等に則り、適正に執行されていると認められた。また、事務事業の管理運営に関しても、諸要因を勘案しつつ、ほぼ適切に執行されていると認められた。ただし、前々年及び前年の定期監査において指摘した、随意契約における「地方自治法施行令第167条の2第1項」の適用号の誤りが、本年も数課において散見されたため指導を行った。この事項そのものは事務処理上枝葉末節のことではあるが、適正性は事務処理の根幹をなす理念であることから、あえて改めて指導したものである。

なお、総務省よりふるさと納税制度から除外措置を受けた件については、町が第三者委員会を設置し、事実関係の調査及び検討を行うこととされているため、今回の監査対象からは除外した。

以上